

## 商品概要説明書

福島銀行

(2025年7月1日現在)

1. 商品名	株主様限定定期預金 〔自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)〕
2. 必要な取引条件	当行の「株主様ご優待券」をお持ちであること。
3. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
4. 取扱期間	2026年6月30日まで
5. 取扱店舗	全営業店(いつでもどこでも支店を除く) *お一人様1店舗でのお預入に限りします。
6. 預入期間	1年 *自動継続(元金継続または元利金継続)によりお取扱いいたします。
7. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入限度額	一括預入方式(通帳式・証書式どちらにもお預入れ可能です) 10万円以上 1円 1,000万円
8. 払戻方法	満期日以降、一括して払戻します。
9. 利息・利率 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	店頭表示金利十年 0.200% (金利上乘せは初回満期日までとなります) 満期日以降、一括して支払います。 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算
10. 税金	個人のお客さまは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 *2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 法人のお客さまは、15.315%(国税)の総合課税が適用されます。 *2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 個人のお客さまがマル優の場合、非課税法人の場合は非課税になります。
11. 手数料	-
12. 付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 *この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率を適用します。 *貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします。 個人のお客さまはマル優(マル優利用資格者のみ)の取扱ができます。
13. 預入期間中の 中途解約時の 取り扱い	・満期日前の解約は、原則できません。 ・やむを得ず中途解約する場合は、以下のとおり計算します。  <解約利率計算式> ・預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下切り捨て)によって計算します。ただし、解約日の普通預金の店頭表示金利を下回らないこととします。(ただし、6か月未満を除く) *6ヶ月未満:「約定利率×10%」または「解約日における普通預金の利率」のいずれか低い方 *6ヶ月以上1年未満:「約定利率×50%」
14. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、当行ホームページをご覧ください。
15. 金利情報の 入手方法	店頭でご覧いただくか、窓口にお問合せください。
16. その他参考となる 事項	・ATM・ふくぎんアプリ(インターネットバンキング)によるお取扱いはできません。 ・満期日に前回と同一期間の自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)として自動継続いたします。 ・継続後の利率は、満期日における当行所定の利率を適用します。 ・継続を停止するときは、満期日(継続した時はその満期日)までにその旨お申出ください。 ・元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻しができるのは翌営業日以降となります。
17. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先: 一般社団法人 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772